



ハッピーこまちゃん®

やしお



平成30年
(2018年)

7月号

毎月10日発行



●発行/八潮市 ●編集/秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp



左のQRコードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。

ハッピーこまちゃんが

ゆるキャラグランプリ2018にエントリーしました

ハッピーこまちゃんが「ゆるキャラグランプリ2018」にエントリーしました。皆さんからの投票で順位が決まりますので、応援をお願いします。☎秘書広報課 373

エントリーNo.528

投票は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から、1人1日1回できます。
投票期間 8月1日(水)～11月9日(金)
投票方法など詳しくは、ゆるキャラグランプリホームページをご覧ください。

投票はこちらから
右記QRコードから投票ページに進めます
※投票期間内のみ



6月26日の「ハッピーこまちゃん会」の様子



小松菜畑とハッピーこまちゃん

ハッピーこまちゃんを ご活用ください

イラストはチラシなどを作成する際に使用できます。また、着ぐるみはさまざまなイベントなどで使用できます。
☎保健センター 995・3381、秘書広報課 ☎373

使用・貸出申請

イラストの使用：申請書(保健センター(注)窓口または市ホームページで入手)に必要な書類を添付して提出し、承認を受けてください(※キャラクターの立体物および動画を製作する場合も承認が必要)。
着ぐるみの使用：貸し出しを受けようとする日の3カ月前から7日前までに申請書を提出してください。
※着ぐるみの貸出期間は7日間以内
費用無料
申窓口または郵送で、保健センター(注)へ
(注)8月1日からハッピーこまちゃんの使用貸出申請の窓口が保健センターから秘書広報課へ変更になります。

主な使用上の注意

イラスト

・色・形などを正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はできません。
・原則、イラスト集に掲載されているもののみ使用できます。
・使用できる期間は、1年以内です。

着ぐるみ

・使用する方は、取り扱いに注意し、汚したり破損したりした場合は、直ちに申し出て必要に応じた措置(修理費用などの負担を含む)を行ってください。



イラスト集は、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

市の人口と世帯数

	前月比
人口 …… 89,985人	(+283人)
男 …… 46,721人	(+121人)
女 …… 43,264人	(+162人)
世帯 …… 41,745世帯	(+203世帯)

※人口および世帯数は、平成30年(2018年)6月1日0時現在のものです。なお同日中に9万人を突破しました。

今月の主な内容

- 熱中症に注意! / 子どもや女性の安全対策 / 高齢歩行者が関係する交通事故が多発 …… ②
- 分別して燃えるごみを減らしましょう / 高額療養費制度の自己負担限度額が変更になります / 介護保険負担限度額認定申請 …… ③
- 駅前出張所からのお知らせ / 本人通知制度へ登録しましょう / 自主まちづくり活動を支援します …… ④
- 市政の執行状況 / 耐震診断・改修の補助金 / ブロック塀は安全ですか …… ⑤
- お知らせHOTコーナー
案内、催し、募集 …… ⑥～⑨
- 子育て情報コーナー / 保健センターからのお知らせ …… ⑩
- 各種無料相談 / 840伝言板 …… ⑪
- 夜市開催 / やしお八つの野菜de健康レシピ / いきいきやしお写真館 / 平和について考えよう …… ⑫

振り込め詐欺に注意 (振り込め詐欺被害防止合言葉) ▶ 現金は、本人にしか渡しません。▶ 振り込みません。知らない人の口座には。▶ すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

熱中症に注意！7月は「熱中症予防強化月間」です

近年、熱中症は、職場や学校、スポーツなどの日中の屋外活動の場だけではなく、入浴後や就寝時など、夜間の屋内でも、子どもから高齢者まで幅広い年代で発生しています。日ごろから、環境や気温の変化に気をつけ、体調管理を心がけながら、「熱中症」の予防に努めましょう。

熱中症とは

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

熱中症予防

屋内外にかかわらず、温度、湿度、風の強弱などの気象条件に注意し、体に負担のかからないよう早めの対処をすることが重要です。さらに、体力をつけることで体が暑さに順応しやすくなります。

●暑さに備えた準備をしましょう

- ・すだれや緑のカーテンなどで外の熱を遮断する工夫をしましょう
- ・風通しをよくしましょう(網戸の設置、部屋の片付けなど)
- ・エアコンや扇風機の動作確認をしましょう



●毎日の心がけが熱中症予防につながります

- ・天気予報をこまめにチェックしましょう
- ・バランスのよい食事を心がけ、3度の食事をしっかりとしましょう
- ・室内に温度計を置き、部屋の温度をこまめに測りましょう
- ・エアコンで室温・湿度を調節しましょう
- ・保冷グッズを上手に活用して、体温の上昇を抑えましょう
- ・室内にいても、こまめに水分補給をしましょう



外出時

- ・衣服、日傘、帽子などで暑さ対策をしましょう
- ・日中の暑い時間帯の外出は避けましょう
- ・飲料水を携帯して、のどが渇く前に水分補給をしましょう

入浴時・就寝時

- ・我慢せずに、エアコンを上手に活用しましょう
- ・入浴前、就寝前に水分補給をしましょう

熱中症かも？

めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気、けいれん、大汗などの症状がある場合は、熱中症を疑い次のように対処しましょう。

チェック① 意識はありますか

はい

いいえ

救急車を呼ぶ



※救急隊到着までの間

涼しい場所へ避難する 服をゆるめ、体を冷やす

チェック② 自分で水が飲めますか

はい

いいえ

医療機関へ



水分を補給する



※たくさん汗をかいている場合は、塩分も補給しましょう

チェック③ 症状は改善しましたか

いいえ

※症状が改善しても、安静にして、十分に休息を取りましょう

●協力して、熱中症予防を呼びかけましょう
乳幼児や高齢者、体調不良のときや持病がある人は熱中症にかかりやすいので、家族や近所同士で声を掛け合うなど、日ごろの気配りも大切です。

問保健センター ☎95・3381

高齢歩行者が関係する交通事故が多発

県内では、今年に入り交通死亡事故が多発しており、6月30日現在で、89人(前年比7人増加)の方が亡くなっています。そのうち高齢者の交通事故死者数が約半数を占めている状況です。

高齢者の交通事故は、家から500メートル以内で夕方から夜間にかけての買い物の行き帰りなどに多発しています。

問交通防犯課 ☎288

●歩行者の注意点

- ・信号や横断歩道がある道路を渡りましょう。
- ・横断中も周囲の安全を確認し、特に左からの車に注意しましょう。
- ・反射材などを身に付け、夜間時の安全を確保しましょう。

●運転者の注意点

- ・早めに点灯し、ハイビームを活用しましょう。
- ・制限速度を守り、高齢者や子どもなどの近くを走行するときは速度を控え、歩行者との距離を確保しましょう。
- ・横断歩道では周囲を確認し、横断者に注意しましょう。



●子どもや女性の安全対策●

全国で子どもや女性を狙った犯罪が多発しています。犯罪にあわないように、日ごろから次のことに注意しましょう。

問交通防犯課 ☎397

保護者の方へ 一子どもを守るために一

- ・家族の人に行き先を告げてから出掛けるように習慣をつけさせましょう。
- ・できるだけ1人にさせない、また、暗いところは歩かせないように注意しましょう。
- ・知らない人についていけないよう注意しましょう。
- ・知らない人に声をかけられたり、連れて行かれそうになったときは大きな声で助けを呼ぶように指導しましょう。
- ・防犯ブザーなどを持たせるようにしましょう。

女性の方へ 一自分の身を守るために一

●歩くとき

- ・人通りの多い、明るい道路を歩きましょう。
- ・携帯電話(スマートフォン)を操作しながら歩かないようにしましょう。
- ・イヤホンで音楽を聴きながら歩かないようにしましょう。
- ・万一来て、携帯電話(スマートフォン)や防犯ブザーはすぐ使えるようにしておきましょう。

●電車に乗るとき

- ・女性専用車両を利用しましょう。
- ・混雑する場所は避けましょう。
- ・毎日、同じ時間・同じ場所に乗ることは避けましょう。

●帰宅したとき

- ・鍵を開けて家に入る前に、周囲に不審者がいないか確認しましょう。
- ・在宅中でも必ず鍵をかけましょう。
- ・ドアを開ける前に相手を確認し、できるだけドアチェーンなどをかけて対応しましょう。



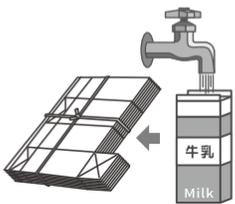
分別して燃えるゴミを減らしましょう！

市では、市民の皆さんにごみの分別をお願いし、資源ごみとして、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトルなどの分別収集を行っています。
 家庭や事業所から出される燃えるごみのうち、約46パーセントが、紙・布類です。これらは、分別することで資源となります。紙・布類の一層の分別をお願いします。

紙・布類は資源ごみの日に 出しましょう

紙類の出し方

次の品目ごとに分別して出してください。
段ボール：1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしばる。
新聞紙（広告を含む）：ひもで十字にしばる（専用の袋に入れても可）。
雑誌、書籍：ひもで十字にしばる。
雑紙類（包装紙、封筒、菓子の外箱など）：紙袋などに入れて、ひもで十字にしばる（ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は除く）。
シュレッダーした紙類：透明・半透明の袋に入れる（シート、ビニール、カーボン紙など資源にならないものを混入させない）。
牛乳パック：洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしばる。



※次の紙類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。
 油などで汚れているもの、カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料の強いもの（線香、石けん、洗剤の箱など）、ビニールコート紙、酒類のパック、シート紙、ロール紙、アイロンプレントシートなどの擦染紙、感熱紙など。

布類の出し方

必ず、透明または半透明の袋に入れて出してください。
 ※次の布類は、資源となります。燃えるごみに出してください。
 汚れたもの、濡れたもの、不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ふとん（綿入り）、敷物、ざぶとんなど。
 ※紙・布類の収集は、市が行っている資源ごみの収集のほか、町会・子ども会などが集団回収を行っている地域もあります。

有害ごみの出し方

蛍光管、乾電池、水銀体温計、温度計などには水銀が含まれるものがあります。
 これらの「有害ごみ」は、「燃えないごみ」の日に確認できるように透明な袋に入れ、燃えないごみとは分けて出してください。



事業所でのごみの 減量化、資源化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類

ごみ収集カレンダー

平成30年度のごみ収集カレンダーは、市役所および市内各公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。地区ごとに分かれていきますので、対応するカレンダーをご確認ください。
 ※家庭ごみは、収集日の朝8時までにお出しください。事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

問環境リサイクル課 ☎234

食品ロスを減らしましょう！

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物のことを「食品ロス」といいます。日本における食品ロスは年間約632万トンと推計されています。

冷蔵庫などの在庫をしっかりと管理する、食材を使い切る調理法を実践する、宴会では締めめの15分前に「食べきりタイム」を設ける、外食では食べきれぬ量を注文するなど、食品ロスを減らすための工夫をしましょう。

平成30年度 介護保険負担限度額認定申請

問長寿介護課 ☎443

介護保険施設または短期入所（ショートステイ）を利用する方の居住費（滞在費）・食費については、原則、本人の負担ですが、低所得の方で支給要件に該当する場合、負担軽減を行っています。

次のすべての要件を満たす方 ▼ 要介護（要支援）認定を受けている ▼ 住民税世帯非課税（本人および同一世帯の方が非課税） ▼ 配偶者（世帯を分離している配偶者も含む）が住民税非課税 ▼ 預貯金などの合計額が次の基準額以下 ①配偶者がいない方=1,000万円 ②配偶者がいる方=2,000万円

平成29年度に介護保険負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に申請書をお送りしました。引き続き、認定を受ける場合には、申請書をご提出ください。申請書がない方で、支給要件に該当する場合は、お問い合わせください。

平成30年8月診療分から70歳以上の方の 高額療養費制度の 自己負担限度額が変更になります！

国民健康保険の70歳以上の被保険者および後期高齢者医療被保険者について、平成30年8月診療分から高額療養費制度の自己負担限度額が変更されます。

なお、住民税非課税世帯の方については、変更ありません。

問国保年金課 ☎327

適用年月		平成30年7月まで		平成30年8月～	
区分	課税所得(注1)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)
現役並み所得者	690万円以上(現役並みⅢ)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>※	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>※	
	380万円以上(現役並みⅡ)			167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>※	
	145万円以上(現役並みⅠ)			80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>※	
一般	145万円未満(注2)	(注3)14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>※	(注3)18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>※
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 所得一定以下		15,000円		15,000円

注1：課税所得とは、収入から所得控除などを控除した額を示します。
 注2：収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満）の場合も含まれます。
 注3：年間上限額は、8月から翌年7月までの合計額に対して適用されます。
 ※多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。

駅前出張所からのお知らせ

駅前出張所で行っている窓口サービスについてご案内します。

問駅前出張所 ☎999・0840、パスポートコーナー ☎932・8010

駅前出張所について

▼窓口業務時間 月～金曜日
(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後7時
※午後5時以降は取り扱えない業務(他市町村、関係機関等に照会を伴う場合など)がありますので事前にお問い合わせください。

▼所在地 大瀬1-1-1マインループ1階(八潮駅北口、タクシー乗車場前)
※駅前出張所専用の駐車場・駐輪場はありませんので最寄りの有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

パスポートの申請・交付

▼申請できる方
市に住民登録(現住所)のある方

取り扱い業務について

▼駅前出張所で取り扱いできる業務は下表のとおりです。それ以外の業務は、八潮市役所(本庁舎)各担当課での取

パスポートの申請・交付取り扱い時間

	曜日	時間	場所
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	パスポートコーナー
	月～金曜日	午前9時～午後7時	パスポートコーナー
交付	日曜日	午前9時～午後1時	八潮メセナ・アネックス

※申請手数料などについては、パスポートコーナーへお問い合わせください。

り扱いとなります。詳しくは、駅前出張所へお問い合わせください。

その他

図書の受け取り・返却など

本人確認にご協力を!

本人の知らない間に、第三者によって婚姻の届出や転入・転出などの住民異動届、住民票の請求がされる事件が全国で発生しています。このような「なりすまし」や不正な手段による個人情報の取得改ざんを防ぐため、窓口に来た方(代理人を含む)が本人であることを確認しています。

▼確認方法

住民基本台帳カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付きのもの、資格証明書や健康保険の被保険者証などの提示をお願いします。※代理の方が証明や手続きなどで来られる場合、委任状(たのむ人が記入したもの)が必要な場合がありますのでご注意ください。詳しくは、駅前出張所へお問い合わせください。

取り扱い業務一覧

業務内容	項目	内容
各手続き	住民関係	転入届、転出届、転居届、世帯分離届、世帯合併届、世帯主変更届、印鑑登録申請
	戸籍関係	出生届、婚姻届、離婚届、離婚の際に称していた氏を称する届、死亡届、転籍届 ※外国籍の方は、市役所市民課でお手続きください。
	国民健康保険、後期高齢者関係	資格取得(加入)および喪失(脱退)、保険証再交付申請※保険証は後日郵送
	子ども医療関係	資格登録申請、変更届、消滅届、受給者証再交付申請、医療費支給申請
	児童手当関係	認定請求、額改定届、消滅届、現況届、金融機関変更届
	その他	誕生祝金支給申請、ひとり親家庭等医療費支給申請、重度心身障がい者医療費支給申請、交通災害共済加入申込、本人通知制度の登録など
証明書の発行	住民関係	住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)など
	戸籍関係	戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書)、身分証明書など ※本籍地が市外の場合はそれぞれの本籍地へ申請となります。
	税関係	納税証明書、所得(課税)証明書、非課税証明書、土地評価証明書、家屋評価証明書 公租公課証明書、課税台帳写(名寄帳)など
収納	市税の納付など	市で取り扱う税金・保険料・水道料金などの納付※納付書が必要 県収入証紙、パスポート用収入印紙の購入

駅前出張所で取り扱いできない主な手続き

マイナンバーカード交付・変更、マイナンバーでの転入、原動機付自転車などの登録・廃車、介護保険、児童扶養手当、特別児童扶養手当、市内小・中学校の転入・転校など

自主まちづくり活動を支援します

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的・自発的に取り組む活動を支援しています。

事前に活動団体登録や認定などを行った団体には、助成金を交付しています。

問開発建築課 ☎322

■まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動

■助成限度額

助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

〈ご近所まちづくり活動〉※助成金の交付対象期間は、認定後3年以内

花、苗木などの植栽	1万円(季節ごと各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造に要した費用の2分の1が上限)

〈地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動〉

※助成金の交付対象期間は、活動団体登録後3年以内

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動: 5万円
	テーマ型まちづくり活動: 5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動: 50万円
	テーマ型まちづくり活動: 1事業につき50万円

■活動団体の登録

まちづくり活動団体は、次の登録基準などを満たす必要があります。

代表者	市内在住・在勤の方
構成員	5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方(ご近所まちづくり活動については、3軒以上)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

個人情報を守るために 本人通知制度へ登録しましょう

「本人通知制度」は、戸籍謄本や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、その事実を登録した本人に通知する制度です。

問市民課 ☎213

- 戸籍や住民票が、第三者に交付されたことを早期に知ることができます。
- 不正な取得の場合は、開示請求などにより事実関係が確認できます。
- 委任状の偽造や不必要な身元調査などの防止につながります。

〈登録できる方〉

市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

〈通知の対象となる証明書〉

- ・住民票の写し(本籍の記載があるもの)
- ・住民票記載事項証明書(本籍の記載があるもの)
- ・戸籍謄本(全部事項証明書、除籍、改製原戸籍)など
- ・戸籍の附票の写し

〈通知する内容〉

- ・交付年月日
 - ・交付した証明書の種類・通数
 - ・交付請求者の種別(代理人、第三者)
- ※請求者の氏名・住所は通知しません。

〈登録手続き〉

来庁する方の本人確認書類(運転免許証など)および委任状(代理の方)をお持ちのうえ、窓口または郵送で市民課または駅前出張所へ

※申請書は、市ホームページからダウンロードができます。

市政の執行状況

平成30年第2回八潮市議会定例会が6月1日から6月20日まで開催され、市長が開会初日に前定例会以降の市政執行の概要について報告しました(一部抜粋。全文については、市ホームページに記載)。

企画経営課 ☎885

1 教育文化・コミュニティ

学びとつながりを大切にすまち

▼3月23日から4月12日までの間、市役所1階ロビーで、町会・自治会加入促進月間の取り組みの一環として、町会・自治会の活動内容を展示

▼4月16日から5月6日まで、資料館で、日本の伝統行事を紹介する季節展示「端午の節句」を開催



端午の節句

2 健康福祉・子育て

誰もがいきいきと暮らせるまち

▼5月1日現在の児童・生徒数は6591人、学級数は29学級

▼5月12日、八潮メセナで、平成30年度やしお市民大学および大学院の入学式が行われ、市民大学第16期生18人、大学院第12期生7人が入学

▼3月30日、平成30年度から新たに実施する「前立腺がん検診」の受診案内通知を送付

▼4月3日、6カ所の公立保育所で入所式を行い、351人の

児童が入所

▼4月5日から、生活困窮者の自立に向けた家計相談支援事業を新たに開始

▼4月24日から、「春のスポーツ教室」として、「幼児体操教室」「小学生初心者水泳教室」、大人向けの「ダイエットエクササイズ」など10教室を開催

▼4月10日から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の受付を開始

▼4月19日から25日までの間、市内10カ所で、狂犬病の集合同期集中支援チームを配置

5 都市基盤・環境

快適でやすらぎと潤いのあるまち

▼4月10日から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の受付を開始

▼4月19日から25日までの間、市内10カ所で、狂犬病の集合同期集中支援チームを配置

▼5月17日および20日、(仮称)外環八潮パーキングエリアの都市計画決定手続に向け、地権者を対象とした説明会を開催

▼5月24日および27日、市街化調整区域まちづくり基本方針の策定に向け、説明会を開催

▼5月27日、「第29回ゴミゼロ運動」を実施



ゴミゼロ運動

3 防災・防犯・消防・救急

誰もが安全で安心して暮らせるまち

▼4月1日、やしお駅前公園で、春の全国交通安全運動出発式および街頭啓発活動を実施

▼4月18日、山梨県笛吹市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結

4 産業経済・観光

地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち

▼3月16日から31日までの間、中川やしおフラワーパークで、「第13回川の駅・中川やしお花桃まつり」を開催

▼3月25日、「中川やしお水辺の楽校」の特別イベントとして、カヌー体験や防災まつりを実施

▼市内事業者への支援の一環として、5月14日から中小企業向け不況対策資金融資の受

付を開始

▼5月26日、フレスポ八潮で、「第9回やしお枝豆まつりやしお枝豆ヌーヴォー祭」を開催

▼市内41カ所の公園などについて、市民との協働による公園管理を推進するため、町会自治会など26団体と維持管理契約を締結

▼平成29年度のつくばエクスプレス八潮駅の1日平均乗車人員は、2万2400人で、前年度と比較して1800人増加

▼平成29年度の有収水量は、97万8327立方メートルで、前年度と比較して18万4049立方メートルの増加

▼平成29年度の水道料金の調定額は、消費税抜きで17億498万円で、前年度と比較して、3702万円の増加

6 新公共経営

協働で経営する自主・自律のまち

▼4月1日付けで、一般事務職24人、建築技師1人、土木技師1人、保育士2人の合計28人の職員を新規に採用

▼4月6日、やしお駅前公園およびエイトアリーナで、「東京2020オリンピックピック840日前イベント」を、また5月8日には、市役所1階ロビーで、「東京2020パラリンピック840日前イベント」を開催

▼5月18日、八潮メセナで、法律相談をはじめとする税理士相談、司法書士相談、行政書士相談などの各種相談を総合的に行う「総合相談」を開催

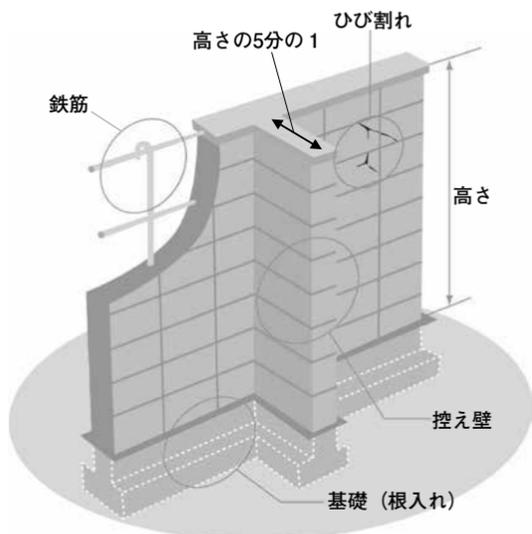
ブロック塀は安全ですか

大きな地震では建物本体のみならず、ブロック塀が壊れ大きな事故を招きます。

また、緊急車両の通行の妨げになりますので、次の①～⑥の項目を点検し、ひとつでも不具合がある場合や不明な点があれば、専門家に相談しましょう。

問開発建築課 ☎468

- ①塀の高さは地盤から2.2メートル以下か
- ②塀の厚さは10センチメートル以上か(塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチメートル以上)
- ③塀の高さが1.2メートル超の場合、塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
- ④コンクリートの基礎があるか。基礎の根入れ深さは30センチメートル以上か(塀の高さが1.2メートル超の場合)
- ⑤塀に傾き、ひび割れはないか
- ⑥塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか



出典：日本建築防災協会パンフレット「地震からわが家を守る」より(一部追記)

耐震診断・耐震改修の補助金

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料で行っています。また詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

問開発建築課 ☎468

〈対象となる建物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)

〈補助金額〉

耐震診断＝耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額(最高5万円)

耐震改修＝耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額(最高25万円)

※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、補助金に15万円を加算します。

詳しくは、パンフレット(開発建築課で配布)または市ホームページをご覧ください。

